

ID: 64

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	聖籠町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例規番号	平成14年 条例第4号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第七条 既納の使用料は還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>聖籠町青少年交流センター設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第九条 条例第七条ただし書きの規定により、使用料を還付することができる場合及び割合は次のとおりとする。</p> <p>一 使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなった場合 全額</p> <p>二 申請書を使用の五日前までに提出し、取消しの許可を受けた場合 使用料の五十パーセント</p> <p>三 その他、教育委員会が相当の理由があると認められた場合 全額又は五十パーセント</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日